現 行 改定後

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」

第2章 発売

(モバイル I C定期乗車券の区間変更)

- **第12条** モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが **| 第12条** モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが 行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取 扱う。
 - 2 前項に関わらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、別に定 める事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に 定める方法により取り扱う。
 - 3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモ バイルPASMO及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変 更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。
 - 4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がな されていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。
 - 5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20 時までとする。

第3章 効力

(モバイル I C定期乗車券の払いもどし)

- 第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関 する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、または サポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。 このときの払いもどし額は、 旅客営業規則の定めるところによる。
 - 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金す るものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。 なお、 クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機 関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
 - 3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているとき は、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
 - 4 第11条の2による方法で発行替えを行った Apple Pay の PASMO の払いもどしを行う場合は、会員規約 の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する 旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。
 - 5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自ら がモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモの システムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンタ 一による払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのため の操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたも のとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいづれかの払いもどし操作を行うものとする。
 - 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口 座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行
 - 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはで きない。
 - 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもど しは9時から20時までとする。

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」

第2章 発売

(モバイル I C定期乗車券の区間変更)

- 行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取 扱う。
- 2 前項に関わらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、別に定 める事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に 定める方法により取り扱う。
- 3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモ バイルPASMO及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変 更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。
- 4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がな されていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。
- 5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20 時までとする。

第3章 効力

(モバイル I C定期乗車券の払いもどし)

- 第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関 する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、または サポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。 このときの払いもどし額は、 旅客営業規則の定めるところによる。
 - 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金す るものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。 なお、 クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機 関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
 - 3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているとき は、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
 - 4 第11条の2による方法で発行替えを行った Apple Pay の PASMO の払いもどしを行う場合は、会員規約 の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する 旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。
 - 5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自ら がモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモの システムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンタ 一による払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのため の操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたも のとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいづれかの払いもどし操作を行うものとする。
 - 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口 座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行
 - 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはで
 - 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもど しは9時から18時までとする。